

# 高尾社労士事務所便り

## 自然災害対策で知っておきたい 中小企業支援策

### ◆「うちはずっとここでやってきたから……」が通用しなくなった？

近年、急激な天候の変化が甚大な自然災害へとつながるケースが増えています。気候変動等の影響で台風の通過ルートが変わり、今まで影響を受けなかった地域で被害が発生する等、「今まで大丈夫だった」が通用しなくなりつつあります。

万が一被害を受けた場合、復旧に時間と費用を要するおそれがありますが、どのような支援が受けられるのでしょうか？

### ◆災害救助法が適用された災害時の支援

本法は、罹災者の救護を著しく困難で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した状態等である被災地に、都道府県が適用し、自衛隊や日本赤十字社に応急的な救助の要請、調整、費用の負担を行うとともに、罹災者の救助・保護のための活動を行うことを定めています。

中小企業向けには、(1)特別相談窓口の設置、(2)災害復旧貸付の実施、(3)セーフティネット保証4号の実施、(4)既往債務の返済条件緩和等、(5)小規模企業共済災害時貸付の適用等を行っています。

### ◆激甚災害に指定された災害時の支援

激甚災害法に基づき指定されると、上記の支援への追加措置として、(1)災害関係保証(特例)の実施、(2)政府系金融機関の災害復旧貸付の金利引下げが行われます。

### ◆自助努力としての保険・共済の活用

経済産業省が今年3月に公表した資料では、“中小企業といえども、営利を目的として事業活動を行う主体であり、国の支援は事業者による自助を前提としたものである”とし、平成28年度の台風10号や平成29年度の九州北部豪雨の被災事業者へのヒアリング結果から、各種災害と保険対象の補償を組み合わせた総



合保険や休業補償に係る商品を活用して損害をカバーしたケースに触れています。

また、保険商品の多様化を受け、細かいニーズに答えることが可能となっている一方、事業者がうまく活用するために商品の理解が不可欠であるとしています。

### ◆それでもBCP(事業継続計画)策定済み中小企業は15%

上記の資料によれば、平成28年3月末時点の中小企業のBCP策定率は15%にとどまるということです。しかし、被災に伴う事業活動の停止によりビジネスチャンスを逃すリスクは従来に比べて大きくなっているとして、状況を改善する方策が必要としています。

【「中小企業の災害対応の強化に関する研究会」中間報告書】

<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/saigaikyoka/2018/180328torimatome.pdf>

セルフ・キャリアドック導入を  
支援する拠点が開設に！

◆無料で企業における組織活性化の仕組み作りを支援

厚生労働省は、先月、企業の「セルフ・キャリアドック」の導入を無料で支援する拠点を、東京と大阪の2カ所に開設しました。企業内の人材育成・キャリア形成に精通した専門の導入キャリアコンサルタントを配置し、セルフ・キャリアドックの導入を検討する企業の状況や要望に応じてアドバイスを行うなど、具体的な支援を行うというものです。また、企業内でキャリアコンサルティングの機会を得ることが難しい方からの、仕事や将来のキャリアに関する相談にも、専門のキャリアコンサルタントが応じます。

#### 【概要】

[東京拠点] 〒160-0008 東京都新宿区三栄町8 三栄ビル4階

[大阪拠点] 〒550-0005 大阪府大阪市西区西本町1-3-15 大阪建大ビルディング4階

[電話] 東京 03(5361)6405、大阪 06(6543)2271

[受付時間] 午前9時～午後5時(月～金) 年末年始祝祭日除く

[メール] selfcareerdock@saintmedia.co.jp

#### ◆そもそもセルフ・キャリアドックって何?

セルフ・キャリアドックとは、定期的なキャリアコンサルティングとキャリア研修などを組み合わせて行う、従業員のキャリア形成を促進・支援することを目的とした仕組みのことをいいます。セルフ・キャリアドックを導入することで、企業にとっては人材の定着や従業員の意識向上を通じた組織活性化が期待されます。また、従業員にとっても自らのキャリアを考えることで仕事に対するモチベーション向上につながります。

#### ◆セルフ・キャリアドックの具体的な進め方

- ① キャリア研修……自身のキャリアの棚卸しやキャリア目標・アクションプランの作成等
- ② キャリアコンサルティング……従業員とキャリアコンサルタントが1対1で面談を行い、従業員が働き方で大切にしていること、企業から求められる役割や責任などの確認し、それらを基にしたキャリアビジョン・行動プランを策定
- ③ フォローアップ……組織全体で、個別従業員および組織の課題を解決していく。職場(上司など)からの課題解決支援や、改善策を実行した結果を、アンケート等により継続的に振り返る等

※キャリアコンサルタント：キャリアコンサルティングを行う専門家、国家資格者です。新卒採用者や育児・介護休業者、中堅社員、シニア社員などそれぞれに応じたコンサルティングを行い、職場定着や職場復帰率の向上、能力開発の方向付け、セカンドキャリアの設定等を支援します。

#### 【厚生労働省資料】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212450.html>

### 8月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

#### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

#### 31日

- 個人事業税の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

#### ～当事務所よりひと言～

#### 【夏季休業のお知らせ】

誠に勝手ながら、弊所では以下の期間を夏季休業とさせていただきます。ご迷惑をお掛けしますが、何卒ご配慮の程宜しくお願い申し上げます。

8月11日(土)～8月15日(水)

暑中お見舞い申し上げます。厳しい暑さが続いておりますが、熱中症や夏風邪にお気を付けてご自愛ください。

平成30年 盛夏

高尾社会保険労務士事務所  
所長 高尾 勝基  
古谷 因  
内潟 靖恵